

令和8年度高槻市定住促進プロモーション業務 仕様書

本仕様書は、発注者 高槻市（以下「甲」という。）における「令和8年度高槻市定住促進プロモーション業務」に関し、受注者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない業務の仕様を定める。

1 業務概要

(1) 業務の目的

甲は、20歳代～30歳代の夫婦世帯（DINKS、新婚夫婦）を主なターゲットとして、定住促進プロモーションに取り組んでいる。

令和5年度からは、東京圏を重点エリアに設定し、東京圏から関西圏に就職・転勤する人をターゲットとした取組を進めており、令和6年度は、東京圏へのプロモーションを強化するため、ターゲット層に対し、影響力・発信力がある本市出身のシンガーソングライター・有華氏を「高槻市定住促進アンバサダー（以下、「アンバサダー」という。）」に起用し、新キャッチコピー「Living with」のもと、関西圏はもとより、重点エリアである東京圏へのプロモーションを強力に展開した。

本業務は、本市定住促進プロモーション業務の新たな取組を企画立案し実施することで、本市の認知度向上、良好な都市イメージの定着及びシビックプライドの醸成を図ることによって、定住人口の増加に資することを目的とする。

(2) 業務名称

令和8年度高槻市定住促進プロモーション業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）、高槻市及び近郊各所

2 業務の内容

令和8年度高槻市定住促進プロモーション業務の取組を以下のとおり企画立案し、各業務の実施にあたっては、甲及びアンバサダーの所属事務所と綿密な連携を図りながら進めること。なお、プロモーションの主な対象は20歳代～30歳代の若年世帯とし、特に東京圏については、関西圏に就職・転勤する人とすること。

また、企画については、本市の認知度向上や良好な都市イメージの定着及びシビックプライドの醸成を図る内容とする。

(1) PRソング「ミラクル」を活用した市民参加型企画の実施

① 転出抑制を目的としたPR動画の作成

- ・ SNS等を活用し市民等から素材となる写真・動画等を募集しPRコンテ

ンツを作成すること

- ・実施にあたっては、本市公式 TikTok (@takatsukicity_official) や公式 Instagram (takatsukicity_official) を活用すること
 - ・採用された素材の提供者に特典を付与するなど、取組への参加人数が増加するように工夫すること
 - ・定住促進アンバサダーをコンテンツ内で起用すること
 - ・取組を通じてシビックプライドの醸成が図られる取組とすること
- ②PRコンテンツの掲出
- ・作成したコンテンツを適切な媒体に掲出すること
 - ・掲出地域は高槻市及びその周辺地域とすること

(2) 転勤者受け入れガイドブックの作成

①ガイドブックの作成

- ・関西への転勤がある一定規模以上の企業の人事・総務担当者及び転勤者へ向けたガイドブックを作成し納品すること（数量3,000部）
- ・内容は転勤者本人だけではなく、帯同する家族も配慮した内容とすること
- ・東京圏及び大阪市内で暮らす場合と比較し、本市の優位性を訴求する内容とすること
- ・子育て支援、教育、社宅等整備促進補助事業など親和性が高い本市施策も内容に含めること

②ガイドブックの活用・配布ルート の提案・設計

- ・企業の人事・総務担当から転勤者に向けて配布される仕組みをつくること
- ・オンラインセミナーなど企業の人事・総務担当との接点を設けること

(3) プロモーション動画「ミラクル」を活用した広告展開

令和6年度高槻市定住促進プロモーション業務で制作した動画及びその素材を活用し、以下の広告掲出を適切な時期に、より効果の高い媒体を選定して実施すること。なお、広告掲出にあたり、必要に応じて動画の再編集（テロップの変更、フォーマットの変換、尺の調整等）や広告バナー等の意匠作成を行うこと。

①映画CM（シネアド）の掲出

- ・関西圏内の映画館において、映画CM（シネアド）を実施すること

②インターネット広告の配信

- ・たかつきウェルカムサイトへ誘引するインターネット広告（DSP広告、リスティング広告、リターゲティング広告等）を掲出し、サイトアクセス数の増加を図ること（PV数145,000以上）
- ・配信地域は東京圏と関西圏とすること

③その他広告の掲出

- ・OOH広告や交通広告など、ターゲット層に効果的に訴求できる広告媒体を選定し掲出すること
- ・掲出地域は東京圏とすること

- (4) たかつきウェルカムサイト（定住促進・特設サイト）の更新・拡充、保守
 - ・本業務で作成した新規コンテンツの追加を行うこと
 - ・既存コンテンツの見直し（時点修正）など、掲載内容に関する軽微な更新について、甲が指示する都度対応を行うこと（10回程度）
- (5) 市職員による自主制作企画の助言・サポート
 - ・市職員が定住促進プロモーションと連動して実施する、自主制作企画について、可能な範囲において助言・サポートを実施すること
- (6) 事業報告書の提出
 - ・実施した事業の内容、定量的な成果指標による効果検証、問題点とその解決の方途、今後の事業展開等を客観的に記載した報告書（様式問わず）を作成し提出すること
 - ・個別のプロモーション活動に対するウェルカムサイトへの反応等を分析し、記載すること
- (7) その他
 - ・その他本仕様書に記載がない取組でも、積極的に提案すること
 - ・プレスリリースについては、甲が契約しているプレスリリース配信サービス「PR TIMES」を使用し、甲が別途実施する

3 成果物

- ・事業報告書 紙媒体 1部（A4、一部カラー）、電子データ
- ・制作物 本業務で作成したコンテンツ、広告意匠等のデータ
※納品の形式、方法等については甲と調整すること

4 その他留意事項

(1) 事業の実施状況の報告

乙は、契約締結後、甲の要求に応じて事業の進捗状況を書面により提出するとともに、定期的に以後の進め方について協議を行うこと。

(2) 成果物等に関する事項

甲が当該事業に基づきコンテンツ等の作成を依頼したものに係る著作権は、甲に帰属するものとし、成果物、成果物に使用した写真、映像、絵、図等は契約終了後も甲が無償で制作者の承諾なしに使用できるものとする。

(3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を利用すること。

(4) 市が行うPR活動への協力

甲が行う当該業務に関連するPR活動（各種イベントでのPRブース出展

やプレスリリース等) について、可能な範囲において柔軟に協力すること。

(5) 特記事項

- ・事業実施にあたっては、必ず事前に甲と協議すること。
- ・関係企業、団体等との調整等を行う場合は、甲と相談のうえ、乙の責任において行うこと。
- ・その他仕様書に記載されない事項については、双方が誠意をもって協議するものとする。